

千葉市消防警防規程運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防警防規程（平成30年千葉市消防局訓令（甲）第14号。以下「規程」という。）第49条の規定により、警防業務の運用について必要な事項を定めるものとする。

(消防隊の編成) 規程第5条関係

第2条 消防局長（以下「局長」という。）は、出動及び消防活動に支障のないよう消防隊の編成人員及び乗り替えの体制について、基準を策定するものとする。

2 消防署長（以下「署長」という。）は、原則として前項に規定する基準により、消防隊を編成するものとする。

3 署長は、毎日8時30分までに当日の消防隊の編成を完了し、職員に周知するものとする。

4 署長は、編成上、やむを得ない場合は乗り替えをすることなく、第1項に規定する基準以下の人員により消防隊の編成をすることができるものとする。

(消防隊の呼称) 規程第5条関係

第3条 消防隊の呼称は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防隊に所属名等（出張所にあつては出張所名）を冠するものとする。

ただし、特殊車隊は、所属名等の次に特殊車の略称名を付して呼称する。

(2) 消防署又は出張所（以下「署所」という。）に2個小隊以上の消火隊がある場合は、1小隊、2小隊等と区分するものとする。

(災害種別) 規程第7条関係

第4条 規程第7条に規定する災害種別の小分類及び適用基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(出動種別) 規程第8条関係

第5条 規程第8条に規定する出動種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1出動 覚知時の災害種別に応じた原則の出動

(2) 第2出動、第3出動及び第4出動 覚知の状況から必要と判断した場合又は現場最高指揮者からの要請があつた場合の出動

(3) 特命出動 覚知の状況から特定の消防隊を出動させることが必要と認め

た場合又は現場最高指揮者から特定の消防隊の出動要請があった場合の出動

(4) その他の出動 前各号以外の出動

(出動の計画) 規程第8条関係

第6条 局長は、前条に掲げる出動種別ごとに消防隊の出動計画を別に定めるものとする。

- 2 局長は、ちば消防共同指令センター（以下「指令センター」という。）において、前項に規定する出動計画に基づく出動指令が行えない場合の、縮退出動計画を別に定めるものとする。
- 3 局長は、指令センターの出動指令が行えない場合の、出動指定表を別に定めるものとする。

(出動計画の策定) 規程第8条関係

第7条 前条第1項に規定する出動計画は、災害種別に地域特性及び気象等を考慮し策定するものとし、出動を要する車両の種別ごとに、災害現場に近い位置に存する出動可能な状態にある消防隊を優先し選択するものとする。

(指揮隊を除く。)

- 2 前項の出動を要する消防隊の種別ごとの指定は、次の各号に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 指揮隊は、中隊が2以上出動した災害に管轄優先で1隊以上を指定する。
 - (2) 消火隊は、救急出動以外の出動に1隊以上を指定する。
 - (3) 救助隊は、火災出動（その他火災を除く。）及び救助出動等の要救助者が発生した災害又は発生することが予測される災害に1隊以上を指定する。
 - (4) 救急隊は、火災出動（その他火災を除く。）及び救急出動等の傷病者が発生した災害又は発生することが予測される災害に1隊以上を指定する。
 - (5) 特殊車隊は、当該車両の機能を必要とする災害に必要な数を指定する。なお、照明車、遠距離送水車及び特別高度工作車は現場最高指揮者の要請による出動とする。
 - ア 梯子付消防自動車は、中高層建物火災等の高所からの消火又は救助が必要な災害並びに水難事故に1隊以上を指定する。
 - イ 大型化学消防自動車、大型高所放水車及び原液搬送車は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の危険物製造所等から

発生した災害に指定する。

ウ 特殊災害対応車は、NBC災害等の分析活動が必要な出動に指定する。

エ 高発泡排煙車は、地下建物火災等の消火又は排煙活動が必要な災害に指定する。

オ 呼吸器充填車は、水難事故及びNBC災害等の呼吸器の充填が必要な災害に指定する。

カ 大型除染システム搭載車は、NBC災害等で除染活動が必要な災害に指定する。

(6) 水上隊は、海上、沿岸及び船舶等で発生した災害並びに特別防災区域の危険物製造所等から発生した災害に指定する。

(7) 航空隊は、航空機による消火、救助、救急又は情報収集を必要とする災害に1隊を指定する。

3 規程第7条第1項第4号の応援出動における出動計画は、規程第46条によるほか、規程第47条に規定する応援出動に係る計画によるものとする。

(出動の強化) 規程第8条関係

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、初動体制を強化するため、原則として1段階上位の出動とする。

(1) 火災警報発令時及び乾燥注意報が連続して発令されている場合

(2) 20戸以上にわたり断水する地域又は漏水等で断水が予想される地域から発生した火災

2 強風注意報又は暴風警報発表時(降雨、降雪時を除く。)は、強風時の強化を図るものとする。

3 出動指定表運用時に、出動指定表に定める出動区で、現に発生している災害(以下「第1災害」という。)の同一の出動区又はその周辺出動区で引き続き別の災害が発生(以下「第2災害」という。)した場合の消防隊の出動は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2災害の出動は、原則として第1出動規模の消防隊を特命出動させるものとする。ただし、特命出動の消防隊の選択が困難な場合は、第1災害の出動種別より2段階上位の出動とする。

(2) 前号ただし書きの場合において、第2災害へ出動する消防隊は、第1災害に出動している消防隊を除く第2災害発生の出動区に指定された消防隊が出動することを原則とする。

(消防隊の出動) 規程第9条関係

第9条 消防隊の出動は、第6条第1号及び第2号の出動計画に基づく指令センターの出動指令による出動を原則とする。

- 2 前項による指令センターの出動指令ができない場合は、出動指定表に基づく出動指令により出動するものとする。
- 3 規程第9条第2項の場合において、消防隊が出動できない場合は、指令センターへ報告するとともに、署長は代替措置を講じるものとする。
- 4 署長は、消防活動上有効であると認めたときは、出動を下命された車両以外で出動させることができる。
- 5 署長は、前項により消防隊を出動させた場合は、指令センターへ報告するものとする。

(移動待機) 規程第10条関係

第10条 移動待機は、原則として第2出動以上で必要に応じて行うものとする。

(出動時の原則) 規程第11条関係

- 第11条 出動した消防隊は、出動指令と災害現場が相違した場合であっても、消防活動を行わなければならない。
- 2 出動した消防隊は、途上至近距離に新たな災害を発見した場合は、原則として新たな災害現場へ出動するとともに、自隊のとった行動を現場最高指揮者及び指令センターに報告するものとする。

(現場最高指揮者) 規程第13条関係

第12条 規程第13条第5号に規定する災害における現場最高指揮者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受持区域の消火隊が出動しているときは、当該消火隊長（2以上の消火小隊が出動する場合は中隊長とする。）
- (2) 受持区域の消火隊が出動していないときは、管轄区域の先着消火隊長
- (3) 管轄区域の消火隊が出動していないときは、先着消火隊長
- (4) 消火隊が出動していないときは、先着小隊長
- (5) 消防隊が1隊のみ出動した場合は、当該小隊長

(現場指揮の移行) 規程第13条関係

第13条 現場最高指揮者は、災害状況等により、下位の指揮者又は指揮隊員に指揮権の一部又は全部を委ねることができるものとする。

(指揮支援) 規程第13条関係

第14条 現場最高指揮者は、指揮支援を必要とする場合は、指揮隊を要請するものとする。

(現場最高指揮代行者) 規程第14条関係

第15条 規程第14条に規定する代行者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規程第13条第1号 警防部長 (以下「部長」という。)
 - (2) 規程第13条第2号 災害現場を管轄する消防署 (以下「管轄署」という。) の署長
 - (3) 規程第13条第3号 管轄署の副署長
 - (4) 規程第13条第4号 管轄署の消防第一課長補佐又は消防第二課長補佐
- 2 前項第4号に掲げる者が不在の場合は、管轄署の出張所長又は消防司令の階級にある者とする。

(指揮隊の転戦) 規程第17条関係

第16条 指揮隊は、現に出動している災害現場から転戦が可能となった時点で、管轄区域内に他の活動中の指揮隊がある場合は、速やかに当該現場に出動し、指揮権の移譲を受けるものとする。

(指揮宣言) 規程第18条関係

第17条 指揮宣言は、出動消防隊及び指令センターに速やかにかつ確実に周知するよう行うものとする。

- 2 指揮権を移行する場合は、指揮宣言により行うものとする。

(現場指揮本部) 規程第20条関係

第18条 規程第20条の規定により現場指揮本部を設置した場合は、出動消防隊及び指令センターに周知するとともに現場指揮本部標識 (別図) を掲げるものとする。

(消防活動基準) 規程第24条関係

第19条 現場最高指揮者は、外国の船舶災害が発生した場合は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 災害規模に関係なく活動開始前に船長から免責証書 (様式第1号) を徴収する。
- (2) 免責証書は、船長 (不在の場合は代理人) の署名を求めるものとする。
- (3) 免責証書は、2通作成し、1通は現場最高指揮者、他の1通は船長 (代

理人を含む。)が保管するものとする。

- (4) 免責証書は、規程第43条第1項に規定する消防活動報告書に添付しておくものとする。

(火災警戒区域の設定等) 規程第25条関係

第20条 火災警戒区域の設定等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火災警戒区域は、迅速かつ的確に設定するものとする。
 - (2) 火災警戒区域は、火災の発生を防止し、人命又は財産に対する危険を未然に排除するため、必要最小限の区域にするものとする。
 - (3) 火災警戒区域を設定した場合は、ロープ等によりこれを明示し、住民等に対し設定理由、設定範囲等を広報するものとする。
 - (4) 火災警戒区域は、災害現場の状況に応じて適宜伸縮し、火災発生の防止に努めるものとする。
 - (5) 火災発生の危険が去り、火災警戒区域設定の必要がなくなった場合は、速やかにこれを解除するとともにその旨を広報するものとする。
 - (6) 現場最高指揮者は、路上を含めて設定し相当時間通行を制限する場合、速やかに所轄警察署長及び道路管理者に通報するものとする。
- 2 現場最高指揮者が災害現場到着以前に火災警戒区域を設定する場合は、規程第17条第1項に規定する現場指揮を代行する者が、前項に規定する設定要領に基づき行うものとし、現場最高指揮者が到着したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防警戒区域等の設定) 規程第25条関係

第21条 消防警戒区域等の設定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防警戒区域等は、消防活動の円滑化及び危害防止を図るため、早期に設定するものとする。
- (2) 消防警戒区域等は、消防隊が消防活動を行うのに必要最小限の区域に設定するものとする。
- (3) 消防警戒区域等を設定した場合は、ロープ等によりこれを明示し、住民等に対し設定理由、設定範囲等を広報するものとする。
- (4) 消防警戒区域等は、災害現場の状況に応じて適宜伸縮し、消防活動の円滑化を図るものとする。
- (5) 消防警戒区域等の設定が必要なくなった場合は、速やかにこれを解除するとともにその旨を広報するものとする。

(再燃の防止) 規程第26条関係

第22条 説示書の交付及び監視警戒は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管轄署の署長は、火元及び類焼した消防対象物又は強いふく射熱を受けたと予想される消防対象物の所有者、管理者、占有者及びこれらに係る者に対し、説示書を交付するものとする。
 - (2) 消防警戒区域を設定して再燃の防止を図るときは、消防職員が監視警戒にあたるものとする。
 - (3) 火元及び類焼した消防対象物の関係者等が不在の場合で必要と認めるときは、消防隊が随時警戒に出向し、再燃の防止等に努めるものとする。
- 2 説示書を交付した記録は、規程第43条に規定する消防活動報告書に添付しておくものとする。

(消防活動検討会) 規程第27条関係

第23条 規程第27条第1項に規定する消防活動検討会の名称は、局消防活動検討会（以下「局検討会」という。）と称し、その参加者、検討事項及び報告は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 参加者
 - ア 出動した消防隊の各級指揮者
 - イ その他局長が必要と認めた者
 - (2) 検討事項
 - ア 覚知及び出動状況
 - イ 消防活動状況
 - ウ 災害の拡大要因
 - エ 指揮命令、伝達及び情報収集時の状況
 - オ 警防計画の活用及び問題点
 - カ 死者又は負傷者の状況
 - キ 広報活動の状況
 - ク 関連機関との連携活動の状況
 - ケ 支援活動の状況
 - コ その他必要と認める事項
 - (3) 報告 局検討会を実施したときは、実施の翌日から10日以内に消防活動検討会実施報告書（様式第2号）により局長に報告するとともに、各署長へ通知するものとする。
- 2 規程第27条第2項に規定する検討会の名称は、署消防活動検討会（以下「署検討会」という。）と称し、その参加者、検討事項及び報告は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 参加者

- ア 出動した消防隊の各級指揮者
 - イ その他署長が必要と認めた者
- (2) 検討事項 第1項第2号に準ずる。
- (3) 報告 署検討会を実施したときは、実施の翌日から10日以内に消防活動検討会実施報告書(様式第2号)により管轄署長に報告するものとする。なお、報告を受けた管轄署長は局長に報告するとともに、管轄以外の署長へ通知するものとする。
- 3 規程第27条第3号に規定する災害は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、軽微な災害は除く。
- (1) 規程第34条第2項に規定する対象物及び地域に該当する災害
 - (2) 国家賠償法第1条に規定する損害賠償等に該当又は該当する可能性がある災害
 - (3) 火災・災害等即報要領に該当する災害
 - (4) 災害種別が救助で分類が特別、NBC災害及び多傷病に該当する災害
- 4 局長及び署長は、検討会の結果を職員に周知徹底させるとともに、消防活動へ積極的に反映させるものとする。

(火災警報発令時の措置) 規程第28条関係

第24条 規程第28条第3号に規定するその他必要と認めた措置とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓練、演習及び査察等の車両出向の中止
- (2) 署所内で訓練、演習を実施する場合は、迅速な出動体制の確保
- (3) 配管口径ごとに指定した消火栓水圧の測定(異常低圧等で使用困難の場合は、関係する署所へ通報する。)

(異常気象時の措置) 規程第29条関係

第25条 規程第29条に規定する必要な措置とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 津波又は高潮注意報若しくは警報が発表され、管轄区域内に被害が予想される場合
 - ア 沿岸地域に対する広報
 - イ 潮位等の監視
 - ウ その他必要な事項
- (2) 大雨又は洪水注意報若しくは警報が発表され、管轄区域内に被害が予想される場合
 - ア 水防用資器材の点検及び積載

- イ 危険地域への広報
 - ウ その他必要な事項
- (3) 風雪注意報若しくは暴風雪警報又は大雪注意報若しくは警報が発表され、管轄区域内に被害が予想される場合
- ア タイヤチェーンの装着
 - イ ホースの増強
 - ウ 除雪資器材の点検及び積載
 - エ その他必要な事項
- (4) 強風注意報又は暴風警報が発表され、管轄区域内に被害が予想される場合
- ア ホースの増強
 - イ その他必要な事項

(消防活動上支障となる事象の措置) 規程第30条関係

第26条 規程第30条に規定する必要な措置とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 20戸以上にわたり水道の断水又は減水がある場合
- ア 指令センター及び関係署所への周知
 - イ 減水時における水圧等の状況把握
 - ウ ホースの増強
 - エ その他必要な事項
- (2) 消防隊の通行に支障のおそれのある道路工事等がある場合
- ア 指令センター及び関係署所への周知
 - イ 実情調査及び迂回路の検討
 - ウ その他必要な事項

(指定洞道等の届出の処理) 規程第31条関係

第27条 指定洞道等(新規・変更)届出書(以下「届出書」という。)の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 届出書は、2通提出させるものとする。
- (2) 届出書を受理した場合には、1通を届出者に交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、届出が電子情報処理組織(千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成20年条例第4号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行われた場合の事務処理方法については、別に定める。

(消防特別警備) 規程第 3 2 条関係

第 2 8 条 消防特別警備 (以下「警備」という。) は、次の各号に掲げる事項を基準とし実施するものとする。

- (1) 国際的なスポーツイベント
 - (2) 社会的に重要な公的行事及び国際会議
 - (3) 千葉県火災予防条例第 4 2 条の 6 の規定により指定した催し (以下「指定催し」という。)
 - (4) その他局長又は署長が必要と認めた行事等
- 2 警備体制の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、局長又は署長は、警備対象の形態及び規模に応じて警備体制の区分を決定する。
- (1) 第 1 警備体制
平時の警防態勢において、消防課長を警備本部長とする警備本部を設置し、警備対象管轄の消防署 (以下「該当消防署」という。) が警備対象における情報収集及び巡回警備を実施する。
 - (2) 第 2 警備体制
該当消防署が前号に加え、署長を警備本部長とする警備本部を設置し警備人員又は消防隊等を配置し、常駐警備を実施する。
 - (3) 第 3 警備体制
大規模で社会的影響度が高いときは、局長を警備本部長とする警備本部を設置し、消防局全体での警備を実施する。
- 3 前項第 2 号に規定する警備体制では、必要に応じ該当消防署の署長は他の署長に、消防隊等の応援を依頼することができる。
- 4 警備は、原則として次の各号に掲げる事項を重点に実施するものとする。
- (1) 火災等の発生防止、人的危険の排除の指導及び確認
 - (2) 消防活動の障害排除の指導及び確認
 - (3) 災害発生時の初動態勢の強化
 - (4) 応急救護態勢の強化
 - (5) 多数傷病者発生時の搬送態勢の強化
 - (6) 警察関係機関等との連絡態勢の確立
 - (7) 主催者等との連絡体制の確立
 - (8) 指定催しにおいて、対象火気器具等に対する露店検査及び予防体制等の確立
- 5 警備計画の作成及び終了の報告は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 署長は、警備を実施するときは、消防特別警備計画書 (様式第 3 号) を作成し、警備実施の 7 日前までに局長に報告するものとする。
 - (2) 署長は、警備が終了したときは、消防特別警備報告書 (様式第 4 号) を

作成し、速やかに局長に報告するものとする。

- 6 警備実施中の消防隊は、警備会場の周辺で災害が発生した場合は、必要に応じ対応するものとする。
- 7 警備に関わる事前対策、計画策定及び実施運営の詳細な事項等については、別に定める。

(警防調査) 規程第 3 3 条関係

第 2 9 条 地理水利調査は、地理水利の状況把握及び管轄区域内の消防水利の保全を図るため、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

(1) 地理

- ア 地形、道路、橋及び消防対象物の状況
- イ 火災防ぎょ及び人命救助に必要な建物周囲の状況
- ウ その他消防活動及び救助活動上必要な事項

(2) 水利

- ア 維持管理の状況
- イ 使用の可否及び修繕の要否
- ウ 危害の発生危険の有無
- エ その他必要な事項

2 中高層建物調査は、高さ 1 5 メートル (3 階建) 以上の建物の実態を把握するため、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 建物の所在、名称及び業態
- (2) 建物の所有者又は責任者
- (3) 建物の地上及び地下階層数並びに地上高さ
- (4) 車両の活動部署位置及び障害状況
- (5) 消防用設備等の設置状況

3 その他の調査は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水圧調査 管轄区域内の水道工事等により、消火栓の断水又は減水が予想される場合及び異常漏水等により、消火栓水圧の低下が予想される場合に必要に応じて測定するものとする。
- (2) 管内調査 管轄区域内の状況、その他消防隊の出動が予想される地域等の実態把握及び職員の教育、研究に必要な調査を行うものとする。
- (3) その他 前 2 号以外で消防活動上必要と認める場合に実施するものとする。

4 前各項の調査結果報告書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地理水利調査 地理水利調査結果報告書 (様式第 5 号)
- (2) 中高層建物調査 中高層建物調査書 (様式第 6 号)

- (3) 水圧調査 水圧調査報告書(様式第7号)
- 5 第1項及び第3項に規定する調査を実施し、次の各号に該当する場合は、速やかに警防部警防課長(以下「警防課長」という。)に報告するものとする。
- (1) 水利の設置(発見)若しくは廃止(撤去)又は目標等の変更があった場合は、消防水利(発見・撤去)報告書(様式第8号)によるものとする。
- (2) 水利の故障若しくは道路工事等により水利が使用不能となった場合又は危害防止上必要と認めた場合は、暫定措置等を講じるとともに警防課長に通知し、その状況については、月間にとりまとめて消防水利欠陥報告書(様式第9号)により報告するものとする。
- 6 警防課長及び署長は、水利現況を把握するため、水道管網図等を基に次の各号に掲げる台帳等を備えるとともに、千葉県消防電子情報処理規程第2条第8号に規定する情報システム(以下「情報システム」という。)に記録しておくものとする。
- (1) 警防課長
- ア 消火栓台帳(様式第10号)
- イ 防火水そう台帳(様式第11号)
- (2) 署長
- ア 消火栓台帳
- イ 防火水そう台帳
- ウ 消火栓カード(様式第12号)
- エ 防火水そうカード(様式第13号)

(警防計画の策定要領) 規程第34条関係

第30条 警防計画は、次の各号に掲げる事項を重点に策定するものとする。

- (1) 人命救助
- (2) 避難誘導
- (3) 情報収集
- (4) 水利統制
- (5) 延焼拡大阻止
- (6) 危険性物質の飛散防止
- (7) 消防活動障害
- (8) 消防用設備、特殊車及び資機材の活用
- (9) 隊員の安全管理
- 2 警防計画は、別表第2に掲げる基準に該当するもの及び署長が特に必要があると認めたものについて策定する。

- 3 前項の警防計画は、次の各号により策定する。
 - (1) 特殊用途建築物警防計画（様式第14号）
 - (2) 石油コンビナート等特定事業所警防計画
 - ア 屋外タンク貯蔵所（様式第15号）
 - イ 屋外タンク貯蔵所以外（様式第16号）
 - (3) 道路狭あい地域警防計画（様式第17号）
 - (4) 放射性同位元素保有施設警防計画（様式第18号）
- 4 規程第34条第4項に規定する報告は、警防計画（策定・廃止）報告書（様式第19号）に警防計画を添付し、報告するものとする。

（教育訓練）規程第35条関係

- 第31条 部長は、消防技能の向上を図るため、消防技能管理基準を策定するものとする。
- 2 部長及び署長は、前項に規定する消防技能管理基準及び規程第24条の消防活動基準に基づき、訓練を実施するものとする。

（演習）規程第36条関係

- 第32条 署長は、規程第36条第3項に規定する演習を実施するときは、演習計画を作成し、演習実施の10日前までに部長に報告するものとする。

（演習実施）規程第37条関係

- 第33条 警防演習は、次の各号により実施するものとする。
- (1) 大隊規模 年1回以上
 - (2) 中隊又は小隊規模 随時
- 2 消防演習は、原則として年1回以上実施するものとする。

（演習要領）規程第37条関係

- 第34条 警防演習は、管轄区域内の特異な災害等が予想される消防対象物及び道路狭あい地域等を対象に想定し、小隊若しくは中隊単位の活動又は大隊単位の運用について実施するものとする。
- 2 消防演習は、消防事象又は消防対象物の特殊性から予想される大規模災害及び多数傷病者が発生した災害に対応する消防活動又は部隊運用等について、関係機関との連携を図り実施するものとし、効果的な初期活動等について関係者に指導するものとする。

（非常招集の伝達）規程第38条関係

第35条 規程第38条第1項の規定による非常招集（以下「招集」という。）の伝達は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指令電話
 - (2) 消防救急デジタル無線
 - (3) 固定電話、携帯電話及びその他の電話
 - (4) 電子メール
 - (5) 伝令
 - (6) その他
- 2 局長は、職員の招集を行うときは、局の課長、消防学校長及び署長（以下「所属長」という。）に招集の目的、日時、参集場所、招集する班数及びその他必要な事項を付して命令するものとする。
- 3 所属長は、職員の招集を行うときは、職員に招集の目的、日時、参集場所及びその他必要な事項を付して命令するものとする。
- 4 局長及び所属長は、招集発令前に職員に対して、迅速な参集を可能とするため非常招集命令の予告の発令を行うことができるものとする。
- 5 参集時の服装及び携行品については、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 服装は、活動しやすい服装とする。
 - (2) 携行品は、招集のときに指示するものとする。

（招集計画）規程第40条関係

第36条 所属長は、所属職員を3個班に分け、招集計画を確立しておくものとする。

（参集免除）規程第41条関係

第37条 規程第41条に規定する局長が別に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 休職中又は停職中の職員
- (2) 出張又は私事旅行中の職員（参集可能な職員を除く。）
- (3) 病気休暇又は長期療養中の職員
- (4) 産前及び産後休暇又は育児休業中の職員
- (5) 介護休暇中の職員
- (6) 子育て中又は介護中の職員等で、予め所属長の承認を受けた職員
- (7) 前各号以外で所属長がやむを得ないと認める職員

（消防活動報告書）規程第43条関係

第38条 規程第43条に規定する消防活動報告書は、10日以内に報告する

ものとする。

2 規程第43条に規定する局長が指定する災害は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 死者及び負傷者の合計が3人以上生じた災害（交通事故を除く。）
- (2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じた交通事故
- (3) 規程第8条に規定する第2出動以上により活動した災害
- (4) 災害種別が火災特別危険物及びその他特別危険物のもので、危険物火災又は危険物に延焼した災害
- (5) 災害種別が救助NBC災害のもので、死者及び負傷者の合計が2人以上生じた災害
- (6) 一区域に床上浸水が10棟以上発生した水災
- (7) 応援出動（災害発生地の市町村長等の応援要請に基づき出動した場合）
- (8) その他局長が指示した場合

3 前項第7号に該当する出動は、現場最高指揮者が所属する所属長が前第1項により報告を行うものとする。なお、消防活動図は省略することができるものとする。

4 規程第43条第2項に規定する報告は、消防活動概要及び消防活動図を省略できるものとする。

（活動調票）規程第44条関係

第39条 所属長は、翌月10日までに規程第44条第1項に規定する報告をするものとする。

2 規程第44条第2項に規定する調票は、情報システムに記録しておくものとする。

（その他）

第40条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年5月31日30千消警第561号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日30千消警第2536号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2千消警第1622号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

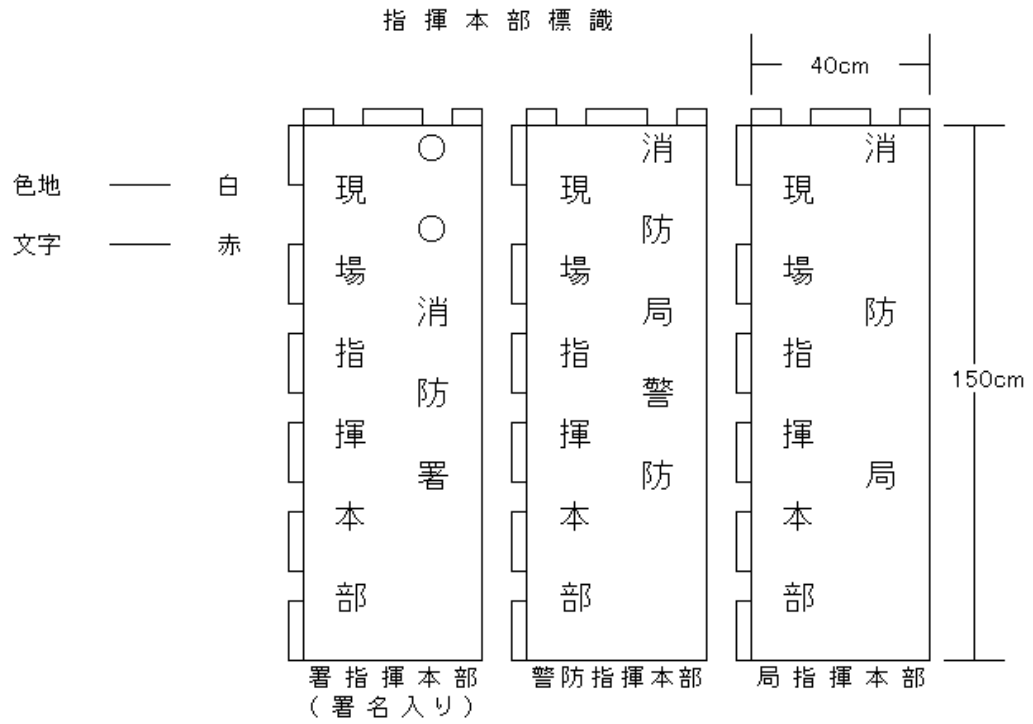
附 則（令和5年3月30日4千消警第1728号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日5千消警第1552号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別図



別表第1

種別	分類	小分類	適用基準
火災	建物	普通	中高層、地下及び指定建物以外の建築物から火災が発生したとき
		中高層	3階以上の階層を有する建築物から火災が発生したとき
		地下	建築物の地下階から火災が発生したとき
	車両	自動車	列車及びモノレール以外の車両から火災が発生したとき
		列車	列車から火災が発生したとき
		モノレール	モノレールから火災が発生したとき
	林野	—	林野から火災が発生したとき
	船舶	—	船舶から火災が発生したとき
	航空機	—	航空機から火災が発生したとき
	危険物	—	特別防災区域以外の危険物製造所等から火災が発生したとき又は当該製造所等に延焼するおそれがあるとき
	特別危険物	—	特別防災区域内の危険物製造所等から火災が発生したとき又は当該製造所等に延焼するおそれがあるとき
	その他	—	建物、車両、林野、船舶、航空機、危険物及び特別危険物で指定したものの以外から火災が発生したとき
		交通事故	千葉県消防救急業務規程（昭和57年千葉県消防局訓令（甲）第8号。以下「救急業務規程」という。）別表第1に掲げる救急事故種別の対象事項による事故が発生したとき
		火災	
		運動競技	
		自然災害	

救急	普通	水難	
		労働災害	
		一般負傷	
		加害	
		自損	
		急病	
		転院搬送	
		医師搬送	
		資機材搬送	
	その他		
救命対応	(注) 1	救命事案の救急事故が発生したとき	
航空救急	(注) 1	千葉県消防航空隊運航管理規程（平成4年千葉県消防局訓令(甲)第13号）第3条第1号に規定する航空機を必要とする救急事故が発生したとき	
救助	普通	(注) 2	千葉県消防救助業務規程（平成20年千葉県消防局訓令（甲）第7号）第2条第1号に規定する救助事故が発生したとき
	水難	水難	
	特別	—	
	NBC 災害	—	
	多傷病	(注) 3	
		上記の救助事故で10人程度以上の要救助者が発生したとき又は発生したことが予測される場合で、大型油圧救助器具集中運用の必要性があるとき	
		NBC災害（核物質に起因する災害（以下「N災害」という。）、生物剤に起因する災害（以下「B災害」という。）及び化学剤に起因する災害（以下「C災害」という。）の総称をいう。以下同じ）が原因による救助事故が発生したとき又は発生したことが予想されるとき	
		10人程度以上の傷病者が発生したとき又は発生したことが予測される場合（大型油圧救助器具集中運用の必要性がないもの）	

その他	危険物	—	特別防災区域以外の危険物製造所等から災害が発生したとき
	特別危険物	—	特別防災区域内の危険物製造所等から災害が発生したとき
	危険排除	—	火気使用器具等の使用放置又は危険物若しくは油脂類の小規模な漏洩等、火災又は災害危険の排除が必要な事案が発生したとき
	緊急確認	—	火災か否か判然としない火煙又は自動火災報知設備等の作動若しくは異常な臭気等、災害か否かを緊急に確認しなければならない事案が発生したとき
	風水害	(注) 3	救急業務規程別表第1に規定する自然災害事故に該当する災害が発生したとき
	救急支援	(注) 3	救急隊のみでは傷病者の収容が困難な事案又は安全管理等が必要な事案が発生したとき
	PA連携	—	緊急に対応すべき救急要請に対して、消火隊が救急隊よりも早い到着が見込まれる事案が発生したとき
	警戒	—	災害が発生するおそれがあり、消防隊を事前に配備する必要がある事案が発生したとき
	その他	—	前各分類以外の事案が発生したとき

(注) 1 分類が「普通」と同じ小分類とする。

(注) 2 種別が「救急」と同じ小分類とする。(「水難」を除く。)

(注) 3 種別が「救急」と同じ小分類とする。

別表第2

警防計画策定対象物

種 別	対 象 物	策 定 基 準
特殊用途建築物 警 防 計 画	消防法施行令 別表第一以下同じ (一) 項イ	1 収容人員 500 人以上
	(二) 項イ・ロ及 び (三項) イ	1 収容人員 300 人以上 2 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上
	四項のうち 百貨店、マーケッ ト	1 3 階以上で床面積の合計が 3,000 平方メートル以上
	五項イ	1 木造建築物で床面積が 1,000 平方メートル以上、又は 2 階以上で収容人員 70 人以上 2 3 階以上で床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、又 は収容人員 200 人以上
	(六) 項イ・ロ・ ハ	1 ロにあつては全て 2 3 階以上で床面積の合計が 2,000 平方メートル以上
	(六) 項二 (幼稚園は除く)	1 主たる用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートル 以上、又は収容人員が 200 人以上
	(十二) 項イ	1 1 棟の床面積が 5,000 平方メートル以上のもので、収容 構造物及び設備が不燃性のものを除く。 2 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) 第 7 号の 3 で定める製造所等を有するもの
	(十四) 項	1 床面積の合計が 3,000 平方メートル以上で、可燃性物 品を収納するもの
(十六) 項	1 3 階以上で床面積の合計が 3,000 平方メートル以上 2 特定一階段等防火対象物 3 (六) 項ロの用途が存するもの。	
石油コンビナート等特定事業所 警防計画	石油コンビナート 等災害防止法 (昭 和 50 年法律第 84 号) で定める特定 事業所	

<p>道路狭あい地域 警防計画</p>	<p>消防ポンプ車が進入不能で、木造建築物が密集する地域</p>	<p>1 消防車進入可能道路から50メートル以上離れた地域に木造建築物が20棟以上有する地域</p> <p>2 次の(1)～(3)を全て満たす地域</p> <p>(1) 住宅戸数密度が60戸/ha以上</p> <p>(2) 木造・防火造棟数率が2/3(67%)以上</p> <p>(3) 接道不良住宅棟数が過半(50%)以上</p>
<p>放射性同位元素 保有施設警防計画</p>		

様式第 1 号

R E L E A S E
(免 責 証 書)

Date (年 月 日)

BY this acceptance of proffered assistance in combating a fire on board or adjacent to this vessel, the CHIBA FIRE BUREAU are hereby released from responsibility for any and all damages or injuries to vessel, personnel, cargo, equipment or effects occurring incident to fire fighting.

The undersigned certifies that he has the authority to bind his principal or principals to this release.

千葉県消防局が本船又は本船付近の火災を消火するに当たり、消防活動に付随して起る船舶、生命身体、貨物、施設或いはその他の結果に対する如何なる損失、損害についても、千葉県消防局はその責任を免除されるものとする。

次の署名者は、この責任免除に関し権原を有するものであることを証明する。

Accepted by

Vessel (船 名)

Signature (署 名)

Nationality (国 籍)

Title (職 名)

.....

CHIBA FIRE BUREAU

Signature ()

様式第2号

消防活動検討会実施報告書

(あて先)

年 月 日

検討会実施日時	年 月 日 時 分 (時間 分)
実施場所	
参加人員	消防局員 以下 名 管轄署員 以下 名 計 名 管轄外署員 以下 名 その他 以下 名
検討事項	
問題点等	
検討結果及び 今後の警防の指針	
別添資料	消防活動報告書(千葉県消防警防規程様式第2号) 防ぎよ活動図 部数 部
その他の資料	検討に使用したその他の資料 部数 部

様式第4号

消 防 特 別 警 備 報 告 書

年 月 日

(あて先)

警 備 対 象 名	
実 施 日 時 (期 間)	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
実 施 場 所 及 び 区 域	
警 備 区 分	
警 備 本 部 長	
警 備 実 施 人 員	以下 名 (延 名)
警 備 出 向 車 両	消防車 台 救急車 台 その他 台 合計 台
入 場 者 数	1日あたり 人 (延 人)
警 備 実 施 状 況 及 び 取 扱 事 項	
※ 火災及び人命危険等の発生防止措置等の活動概要及び時系列等について記載する。	

災 害 活 動 状 況	
※ 災害の活動状況、被害状況等について記載する。	

備 考	

※ 必要に応じ、記載内容等を適宜増減できるものとする

様式第5号

地 理 水 利 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

(あて先)

実 施 日 時	年 月 日 時
実 施 者	消防 以下 名
実 施 場 所	町他 町

調 査 結 果

1 水利

町丁名	消 火 栓		防 火 水 ぞ う	
	調 査 数	欠 陥 数	調 査 数	欠 陥 数

(1) 欠陥状況

消 火 栓			防 火 水 ぞ う		
所 在	目 標	欠 陥 状 況	所 在	目 標	欠 陥 状 況

様式第7号

水 圧 調 査 報 告 書

年 月 日

(あて先)

実 施 日 時		年 月 日 ()		時
所 在		目 標		圧 力 (Mpa)
本 署				
	平		均	
出張所				
	平		均	
出張所				
	平		均	
出張所				
	平		均	
出張所				
	平		均	

様式第8号

消防水利(発見・撤去)報告書

年 月 日

(あて先)

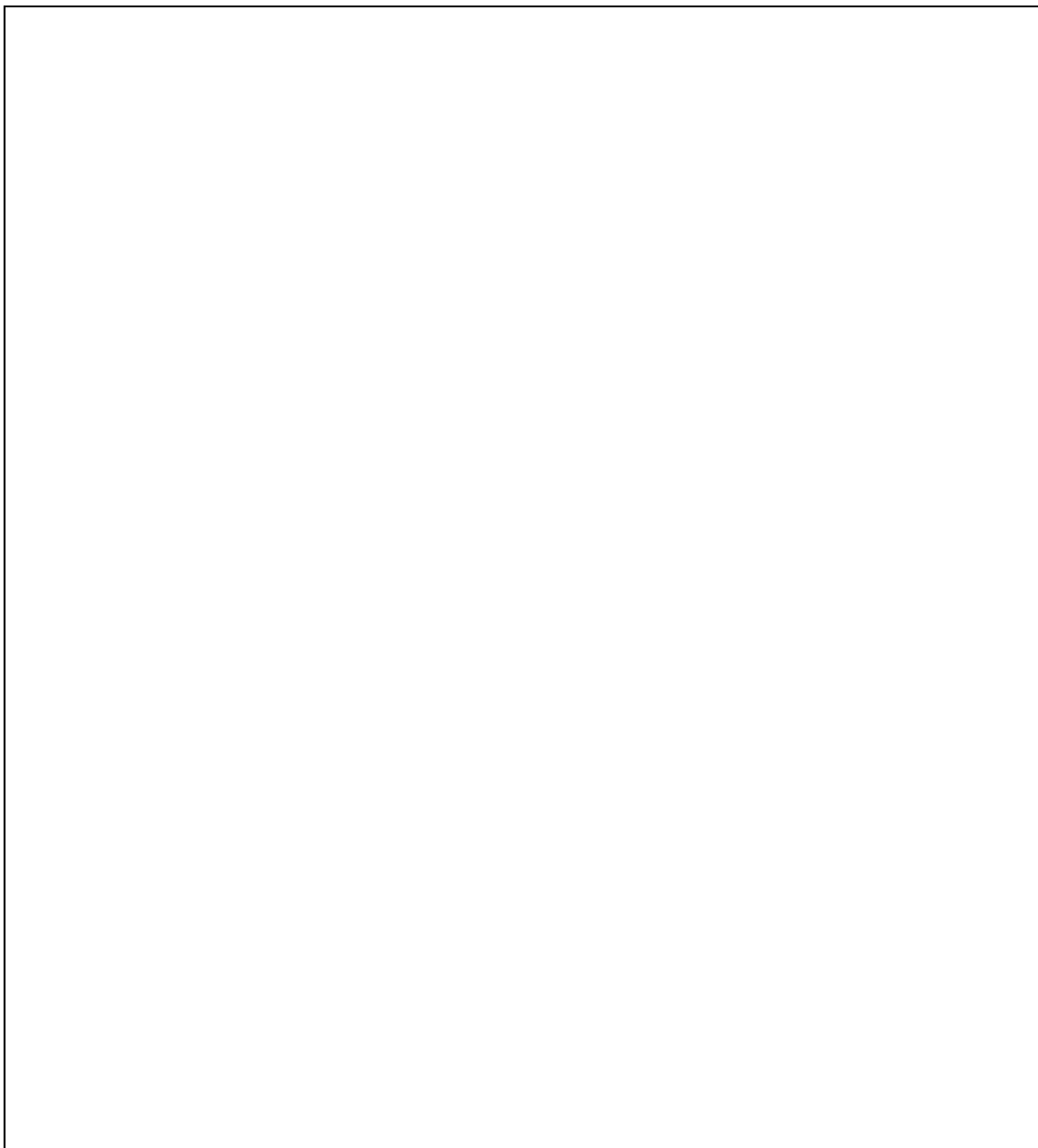
消 防 署 長

() 中、下記事実を発見したので報告します。

記

- | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|--------|----|---|----|---|
| 1 | 発見種別 | 新 設 | 移 動 | 撤 去 | | | | | |
| 2 | と き | | | | | | | | |
| 3 | 所 在 地 | | | | | | | | |
| 4 | 水利種別 | | | | | | | | |
| (1) | 消 火 栓 | 単口 | 双口 | 引出 | 開閉(丸型) | | | | |
| | | 口径 | mm | 圧力 | Mpa | | | | |
| (2) | 防火水そう | 有蓋 | 無蓋 | | | | | | |
| | | 縦 | m | 横 | m | 深さ | m | 容量 | ・ |
| 5 | 使用可否 | 可 | 否 | | | | | | |
| 6 | 特記事項 | | | | | | | | |

略 図



(注) 図式記号

◎ 双口消火栓

○ 単口消火栓

∅ 口径

◻○ 有蓋防火水そう

◻ 無蓋防火水そう

様式第9号

消防水利欠陥報告書

年 月 日

(あて先)

消防署長

1 欠陥状況

	水利種別	所在地	目 標	公・私	水利番号	欠陥・損傷の状況	使用可否
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						

2 特記事項

--

※必要により図面を添付する。

様式第12号

消火栓カード

第 号 消火栓			
所在地	町 丁目 番地 号		
目 標			
種 別	単・双	口径 m/m	水源 系統
道路幅員	m	型式	
備 考			
A 点		B 点	
C 点		D 点	
<u>見 取 図</u>			

様式第13号

防 火 水 そ う カ ー ド

第 号 防火水そう	
所 在 地	町 丁目 番地 号
目 標	
種 別	有 蓋 ・ 無 蓋 容量 m ³
規 格	縦 m ・ 横 m ・ 深さ m
使用可能台数	台
土地所有者 住 所 ・ 氏 名	
備 考	

案 内 図

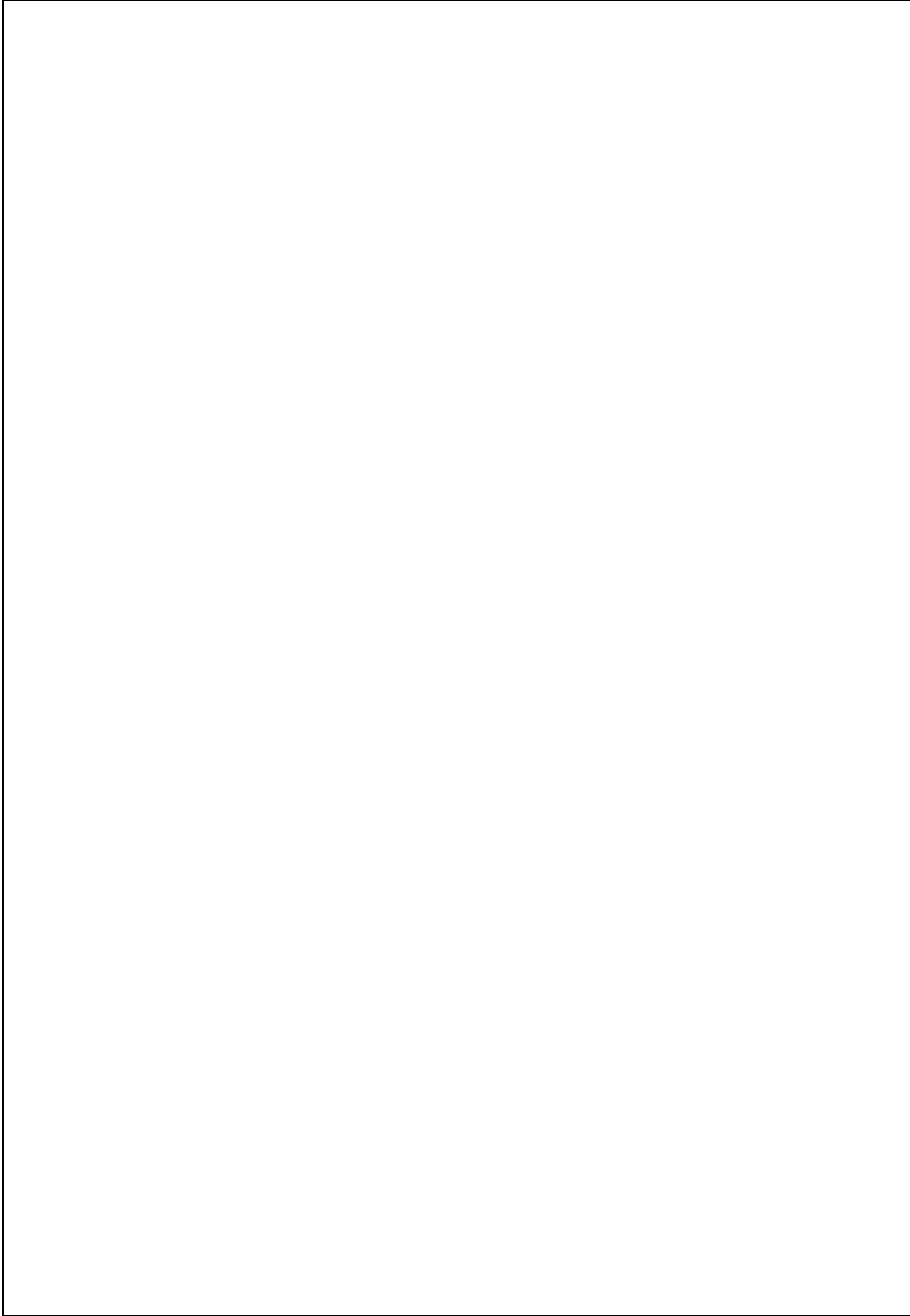
様式第14号

特殊用途建築物警防計画

所 在		責 任 者		電 話		昼	夜
名 称		防火管理者		警備会社			
消 防 対 象 物	用途	構造	階層	建築面積	延面積	収容人員	
				m ²	m ²	昼	夜
				m ²	m ²	昼	夜
途 構 題 上 造 点 の ・ 間 用							
活 動 隊 方 運 針 用 及 び							
人 命 安 全 救 助 管 理 及 び							
び 消 情 防 報 設 収 備 集 及							
出 動 種 別	出 動 隊 名	指 定 水 利 (部 署 位 置)		任 務			
		種 別	所 在				
第 二 出 動							
特 殊 車 両							

様式第14号の2

平 面 図 対象物名



様式第14号の3

消 防 活 動 図

対象物名

--

様式第14号の4

写 真

対象物名

No	No
No	No

様式第15号

石油コンビナート等特定事業所警防計画(屋外タンク貯蔵所)

所在地名			特定事業者			電話	昼 ()	
						電話	夜 ()	
防災管理者	(職氏名)		副防災管理者	(職氏名)		防災担当者		
自主防災組織	人(防災要員 人)		共同防災組織加入状況	陸上・海上				
防災業務委託先					電話			
想定タンク	タンク型式	品名	容量	規格	固定消火設備名	タンク基数		
				Φ H		1,000kℓ未満	基	
						1,000kℓ以上1万kℓ未満	基	
						1万kℓ以上5万kℓ未満	基	
消火設備	消火設備の種類	水源	ポンプ能力 m ³ /min	個数	その他の水利	(工業用水、防火水そう等)		
事業所の防災資機材等	高所放水車	台	オイルフェンス	m	防災相互無線			
	化学消防車	台	粉末消火薬剤	kg	(呼出名称)			
	原液搬送車	台	土のう	袋	()			
	その他の活動車両	台	その他		W 基			
	放水砲(銃)	基	備蓄泡消火薬剤	薬剤名				
	耐熱服	着		備蓄方法				
	空気呼吸器	基		数量	kℓ			
想定タンク及び必要薬剤	m ³ 6.5ℓ/minの放出量	高所放水車等	中継化学車	必要泡剤(1時間当り)	中継送水隊名	消防水利		
	(投入混合剤量)							
	kℓ/min							
	(必要消火薬剤 3%)							
	kℓ/min							
	kℓ/h							
指定隊待機位置	現場本部位置		資機材集結位置		増強隊集結位置			
活動方針及び部隊運用	-----							

資機材調達増強部隊	-----							

情報収集留意事項	-----							

様式第15号の2

平 面 図 対象物名



様式第15号の3

消 防 活 動 図

対象物名

--

様式第16号

石油コンビナート等特定事業所警防計画(屋外タンク貯蔵所以外)

所在地名		特定事業者		電話	昼 ()
				電話	夜 ()
防災管理者	(職氏名)	副防災管理者	(職氏名)	防災担当者	
自主防災組織	人(防災要員 人)		共同防災組織加入状況	陸上・海上	
防災業務委託先				電話	
想定施設	施設名	品名	数量	位置・構造・設備	
消火設備	消火設備の種類	水源	ポンプ能力 m ³ /min	個数	その他の水利 (工業用水、防火水そう等)
事業所の防災資機材等	高所放水車	台	オイルフェンス	m	防災相互無線
	化学消防車	台	粉末消火薬剤	kg	(呼出名称)
	原液搬送車	台	土のう	袋	()
	その他の活動車両	台	その他		W 基
	放水砲(銃)	基	備蓄泡消火薬剤	薬剤名	
	耐熱服	着		備蓄方法	
	空気呼吸器	基		数量	k0
消火活動	出動部隊名	消防水利	活動概要		
指定隊待機位置	現場本部位置	資機材集結位置	増強隊集結位置		
活動方針及び部隊運用	-----				

資機材調達増強部隊	-----				

情報収集留意事項	-----				

注 添付図は、屋外タンク貯蔵所様式とする。

様式第17号

道路狭あい地域警防計画

区域番号		特性	
区域町丁名			
水利配置	消火栓○	個	防火水槽□ 個 その他△
指揮に係る留意事項			
出勤に係る留意事項			
計画区域図			

様式第18号

放射性同位元素保有施設警防計画

所 在		名 称			電 話		昼		夜
責 任 者		取扱主任者			主任者電話		昼		夜
保有建物用途	構造	階層	建面積	延面積	収容人員	品名	貯蔵取扱場所	数量	貯蔵取扱等の方法
放射性物質の特性及び危険性									

貯蔵取扱いの目的									

予想される危険性									

消防活動、及び危険排除の方法									

人命危険、及び避難誘導対策									

参考事項									

様式第19号

警防計画（策定・廃止）報告書

年 月 日

（あて先）

消防署長

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---------|---------------|---|-------------------------------|
| 1 区 分 | 策定 | ・ | 廃止 |
| 2 種 別 | 特殊用途
道路狭あい | | 石油コンビナート等特定事業所
放射性同位元素保有施設 |
| 3 所 在 地 | | | |
| 4 特記事項 | | | |